

千葉市建築物環境配慮制度（案）

1. 目的

環境負荷への低減及び環境に配慮した建築物の建築の誘導を図るため、建築物を環境性能で評価し格付けする手法である「キャスビー（CASBEE）＊」（建築物総合環境性能評価システム）を活用した「千葉市建築物環境配慮制度」を制定します。

＊ キャスビー（CASBEE）

建築物総合環境性能評価システム「キャスビー（CASBEE）」は、平成15年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムです。

建築物の環境配慮の考え方としては、機能性や快適性、安全性などの品質や性能を高めが必要となります。建築物が良質なストックとして建築されれば、長期間使用されることにつながり、ライフサイクルを通じた環境への負荷低減に貢献するものです。

また、敷地の外部に対する環境負荷を低減することが必要となり、ヒートアイランド現象と呼ばれる都市の温熱環境の悪化防止や建築や解体の工事に伴う産業廃棄物の減少などにつながります。

キャスビーでは、こうした建築物の環境に関わる品質・性能にかかる要素（Q：クオリティ）、環境負荷にかかる要素（L：ロード）のそれぞれの環境配慮項目について取組を評価します。これらを統合し、建築物の環境性能効率（B:ビー）という数値を用いて、建築物の環境性能を総合的に評価するようになっています。

建築物の環境性能効率（B）は、 $B=Q/L$ で算出され、環境に関わる品質・性能（Q）を向上させ、また外部負荷（L）を低減するほど高くなります。

2. 背景

「京都議定書」の発効により、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策が急務となっています。

加えて、現政権においては、温室効果ガスの中間削減目標を2020年度までに1990年度比25%削減を目指すと発言するなど、温室効果ガスの排出抑制に向けた機運は、ますます高まっています。

しかし、我が国では、京都議定書の規定による基準年（二酸化炭素については1990年度）と比較して、二酸化炭素の排出量が増加しています。本市では、家庭部門や業務部門における二酸化炭素排出量の増加率が高くなっています。特に業務部門においては、建物の断熱性能向上など、抜本的な対策が必要とされています。

3. 概要

建築主

千葉市

CASBEE-新築（簡易版）による建築物の評価

建築物環境配慮計画書の届出

対象規模：5,000m²以上（5,000m²未満は任意）
届出時期：工事着手の21日前迄
届出図書：建築物環境配慮計画書

☆添付図書
CASBEE-新築（簡易版）による
①評価結果表示シート ②メインシート
③スコアシート ④解説シート
以上、電子データを含む。

建築物環境配慮計画書の公表

公表場所：HP・建築指導課窓口

☆公表する事項
①建築物の名称・所在地
②建築主の氏名 ③設計者の氏名
(②③については、公表しないことができる。)
④建築物の概要
⑤環境性能評価の結果
(⇒評価結果表示シート、メインシート)

計画の変更があった場合

建築物環境配慮計画書の変更の届出

届出時期 变更後、速やかに
届出図書 建築物環境配慮計画書変更届
☆添付図書
④建築物の概要、⑤環境性能評価の結果の変更
がある場合は、届出時と同様の図書

公表

☆公表する事項
届出時の公表と同様。

工事を取り止めた場合

工事の取り止めの届出

届出時期：取り止め後、速やかに
届出図書：建築物新築等取り止め届

公表

☆公表する事項
取り止めた旨

工事の完了

工事完了の届出

届出時期：取り止め後、速やかに
届出図書：建築物工事完了届

公表

☆公表する事項
①完了日 ②検査済証番号・日付

「千葉市建築物の環境配慮に関する要綱」で位置づけ